

# 庄新町町内会運用規程

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、庄新町町内会規約（以下「規約」という。）に基づいて定めるもので、庄新町町内会の運営を円滑に図ることを目的とする。

## 第2章 組織及び構成

(活動)

第2条 会は、規約第4条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 共有施設の管理運営を行う。
- (2) 行政上の事務、広報及び諸団体との情報交換等会員に周知させること。
- (3) 下水道施設等の運営及び維持管理を行い、名称は「庄パークヒルズ管理組合」とする。
- (4) その他、本会目的達成のために必要な活動を行う。

(役員の選任)

第3条 規約第9条第2項に定める役員の選出は、次のとおりとする。

### 2 会長

- (1) 会長は、町内会報の公募により行う。
  - ア 立候補する者は、引き続き1年以上の会員である者とする。
  - イ 立候補する者は、会員20名以上の推薦人を必要とする。
- (2) 区長及び副区長（任期中の者）は、前号により立候補した者の中から会長を選出する。
- (3) 会長に立候補する者がいない場合は、区長及び副区長が会員の中から選出する。
- (4) 立候補を届け出た者は、区長及び副区長が演説会等の必要を認めたときは、これに出席しなければならない。

### 3 副会長

前項により選出された会長が、会員の中から若干名選出する。

### 4 区長及び副区長

各区の会員の中から選出する。

### 5 会計、書記及び監事は、会長が新しく選出された区長及び副区長の中から選出する。

(顧問等)

第4条 会長は、役員会にはかつて必要と認めた場合は、顧問、相談役又は補佐役を置くことができる。

(顧問等の職務)

第5条 対外的な業務を行うために専門的な知識を生かし、町内会活動を補助するために、適宜役員会等に報告・補助を行う。

(専門部)

第6条 会を能率的かつ確実に運営するため、業務を分担する部を置き部長が業務を処理する。

2 部の名称及びその主たる業務は、次のとおりとする。

(1) 盆踊り部

盆踊り大会に関すること。

(2) 文化部

文化行事及び会員の親睦行事等に関すること。

ア 文化祭に関すること。

イ 敬老事業に関すること。

ウ その他の行事に関すること。

(3) スポーツ部

スポーツ行事に関すること。

(4) 環境衛生部

町内の環境及び公園の美化に関すること。

(区長及び副区長の業務)

第7条 区長及び副区長は、規約第9条の役員業務並びに第10条第3項の他、次の業務を行う。ただし、担当区に若干名の班長を置き、代行させることができる。

(1) 各種広報及びその他資料の回覧と配布

(2) 担当区内の入退去の連絡

(3) 慶弔に関すること

(会費)

第8条 規約第32条に基づく会費は、次のとおりとする。

2 会員の会費は、1世帯当たり月額500円とする。

3 新規会員は、入居した日の属する月から負担する。なお、ゴミステーション水道施設負担金として3,000円及び公民館施設負担金として1,000円を、入居時のみ納付するものとする。ただし、1世帯当たりの負担とする。

4 会費の徴収は、4月及び10月に実施し6か月分前納とする。

5 納付された会費、ゴミステーション水道施設負担金及び公民館施設負担金は、原則返還しないものとする。

6 会員が退会するときは、翌月分から払い戻すものとする。

(収入)

第9条 規約第28条その他の収入に次の収入を加える。

2 会の所有地である9区及び10区ゴミステーション横空地(以下「横空地」という。)を、有料駐車場として貸し出すことが出来るものとする。

(1) 会員の家を建築等している建築業者等が、横空地を駐車場として使用しようとする者は、会長に所定の許可申請書を提出しなければならない。

(2) 駐車料金 1台 1ヵ月 3,000円

(3) 駐車台数 4台

- (4) 会長は、駐車中に自動車の損傷、盗難その他全ての事故については、賠償の責めを負わないものとする。
- 3 会員に帰省及び来客等、数日間横空地を利用する場合は無料とする。
  - (1) 横空地を駐車場として使用しようとする者は、会長に所定の許可申請書を提出しなければならない。
  - (2) 駐車する者は建設業者を含め4台までとする。
  - (3) 前項4号を準用する。
- 4 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。  
(補助金)

第10条 規約第35条に基づく補助金額は、次のとおりとする。

- (1) 各サークル等が、大会又は発表会等を実施する場合において、補助金申請があった場合は年1回を限度として交付することができる。
  - (2) 事業参加人数に対し、一人当たり700円を支給する。
  - (3) 前号に係わらず、補助金額は2万円を限度とする。
- (経費の支出項目)

第11条 経費の支出は、次のとおりとする。

- (1) 各種団体への支出

ア 倉敷市社会福祉協議会等

社会福祉協議会費、赤い羽根共同募金及び歳末助け合い募金として各5万円を拠出する。

イ 庄学区協議会にコミュニティー協議会費として、8万円/年を拠出する。

ウ 倉敷市環境衛生協議会会費として、1戸当たり80円を拠出する。

エ 日本赤十字社社費として8万円を拠出する。

- (2) 慶弔費

ア 会員の出産祝いは、1万円/件とする。

イ 会員の弔事は、5千円/件とする。

- (3) 役員が公務のために私有自動車を使用した旅費は、次のとおりとする。

ア 庄学区内は1回250円、学区外は1回500円支給する。

イ 公務のために私有自動車を使用している時に発生した交通事故に係る損害の賠償は、当該私有自動車に係る保険により措置するものとする。

- (4) 会員が消火器を購入した場合は、2千円を支給する。ただし、2千円未満の場合はその購入額とする。

附 則

1 この規程は、令和5年8月10日から施行する。

2 この規程施行年度の会計は、規約第37条の規定に係わらず施行の日から令和6年2月29日までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。